第 18 回研究会(Q 複合サービス事業、H 運輸業,郵便業(うち 49 郵便業(信書便事業を含む)) における主な御意見とその対処方針(案)

1. 研究会における御意見

No.	御意見	対処方針(案)
1	○ 印紙の販売業務は、どこに分類されるのか。	○ 日本郵便株式会社(以下「会社」という。)が行う印紙の販売つ
	○ 印紙の販売については、商品券の販売に性質が近いのでは	いては、「収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する
	ないか。	省令」(平成 15 年総務省令第 69 号)において、①国が印紙の売
		りさばきに関する事務を会社に委託すること、②売りさばき金額か
		ら売りさばきに要する経費を控除した金額を会社が国に納付する
		ことが定められている。
		このことから、会社が行う印紙の販売は、国から印紙を仕入れ
		て販売する業態ではなく、販売に係る手数料を対価として売りさ
		ばき事務を受託していると考えられる。
		これに対して、金券ショップが行う印紙等の販売は、事業者等
		から仕入れた印紙等を販売する業態であり、会社が行う印紙の販
		売とは性質が異なると考えられる。
		以上の検討から、会社の行う印紙の販売は、金券ショップが行
		う印紙等の販売である「金券買取販売サービス」には含まれず、
		他の設定済みの個別分類のいずれにも含まれないと考えられるこ
		とから、大分類 R で設定した「その他の事業者向けサービス」に含
		まれることとする。

No.	御意見	対処方針(案)
2	○ 農協等の協同組合の団体の賦課金については、団体の産	○ 第19回研究会における議論を踏まえ、以下のとおり修正す
	業分類が変わっても、生産物分類が変わらないように分類を設	る。
	定した上で、適切な分類名を次回の研究会までに検討するこ	(統合) 各種団体・組合による会員・組合員向け指導その他のサービス
	ととする。	(最下層) 経済団体による会員向け指導その他のサービス
		労働団体による会員向け指導その他のサービス
		学術・文化団体による会員向け指導その他のサービス
		農林水産業協同組合による組合員向け指導その他のサービス
		事業協同組合による組合員向け指導その他のサービス
		その他の団体・組合による会員・組合員向け指導その他のサービス